

譲渡による旅館業営業承継承認手続きについて

1 提出書類

(1) 旅館業営業承継承認申請書（譲渡）（第3号の2様式）

***申請手数料9,700円**

(2) 旅館業の譲渡を証する書類（様式あり）

(3) 譲受人が旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無等に関する誓約書（様式あり）

***法人の場合は役員全員分の記名により誓約して下さい。**

(4) 譲受人が法人の場合は、定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書

***登記事項証明書は発行後6か月以内のものを提出して下さい。**

2 申請後の流れ

(1) 申請書類の審査、旅館業法第3条第4項に基づく意見照会を行います。

(2) (1) が完了後に承認を決定し、承認書を交付します。譲渡は承認日以降に行ってください。

(3) 承継後、業務の状況（次のアからウ）について調査を行います。

ア 事業の継続状況

イ 旅館業法に基づく施設・設備基準の適合状況

ウ 衛生管理の実施状況